

静岡県公安委員会規則第17号

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年8月27日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則

行政不服審査手続に関する規則（平成28年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(補佐人同伴の許可の通知)</p> <p>第14条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の規定により補佐人とともに出頭することについて許可を求める申立てがあったときは、申立人に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出させるか、又は当該事項について陳述させ、その陳述内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを<u>確認し、</u> <u>陳述人に押印させるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(補佐人同伴の許可の通知)</p> <p>第14条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の規定により補佐人とともに出頭することについて許可を求める申立てがあったときは、申立人に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出させるか、又は当該事項について陳述させ、その陳述内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを<u>確認するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。